

美作市産業基盤強靱化基金 出資制度の概要

美作市では、成長性が期待でき、かつ、市の産業振興への波及効果が見込まれる新規事業に取り組む事業者に対して出資することにより、産業基盤の強靱化を図ります。

なお、出資金の額は、法人の資本金の額(出資後の額)の50%未満の額で、2,000万円を限度とします。

対象者

▶ 次の1～5のいずれにも該当する法人

1 美作市に本社または本店、その他の事務所が所在する法人のうち、次のいずれかに該当するものであること。
(設立予定のものを含む)

ア 株式会社(有限会社を含む)、 合同会社、合資会社および合名会社

イ 農事組合法人 ウ 森林組合 エ 木材協同組合

2 新規事業が市の産業基盤の強靱化に寄与するものと認められるものであること。

3 経営を安定して行う人的能力および物的能力を有するものであること。
(過去3期平均の経常利益が黒字、又は黒字の目途がたっているなど)

4 事業活動が地域への貢献につながると見込まれること。(雇用の創出、積極的な地元雇用、雇用維持など)

5 事業の開始年度から起算して3年後には、1%以上の配当が見込まれること。

申請

▶ 営業課に対して申請書に、次の書類を添付して提出してください

- | | | | | |
|---------------------------------------|-------------|-------------|--------------|--------|
| ① 定款 | ② 役員名簿 | ③ 出資者名簿 | ④ 登記事項証明書の写し | ⑤ 決算書 |
| ⑥ 事業計画 | ⑦ 収支計画(3期分) | ⑧ 資金計画(3期分) | ⑨ 取引先一覧 | ⑩ 財産目録 |
| ⑪ 完納証明書 (国税、岡山県税、市税(法人および代表者個人)) | | | | |
| ⑫ 岡山県土保全条例による許可書、または美作市開発条例による意見書(写し) | | | | |
| ⑬ その他市長が特に必要と認める書類(地元自治会の同意書等) | | | | |

※申請前には必ず事業内容を所管する部署に事前相談を行ってください。

審査基準

▶ 担当部署において提出書類により審査を行います。審査員の平均値が60%未満の場合は不採択となります。

審査項目

【Ⅰ】市の産業振興の強靱化に寄与するものと認められるものであるか

・実現可能な内容であるか。 ・経営の安定性、将来性があるか。 ・魅力的な提案であるか。

【Ⅱ】経営を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであるか。または、確保できる見込みがあるか。

・組織体制及び責任体制が明確であるか。 ・安定的で信頼性があるか。

【Ⅲ】当該申請者の事業活動が地域への貢献につながると見込まれるものであるか。

・収益の処分方法(配当)に対する考え方 ・地元雇用に対する考え方
・地域産業の発展に寄与する内容であるか。 ・事業実施に対する地元の理解が得られているか。

※出資の決定には、書類審査後に議会での予算審議の必要があることから、最短でも6か月以上の期間を要します。

お問い合わせ

美作市役所企画振興部営業課 Tel : 0868-75-3085 Mail : eigyo@city.mimasaka.lg.jp